

徳島県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年6月14日

徳島県監査委員  
 同 同 同 同  
 西川 村 正 二  
 原 木 廣 道  
 元 丸 孝 仁  
 岩 木 章 生  
 正 史

| 監査結果の公表年月日        | 平成24年2月20日   |              |   |  |
|-------------------|--|--------------|---|--|
| 監 査 の 結 果         |  |              | 講 じ た 措 置   |  |
| (1) 歳入で未収となっているもの | < 西部総合県民局企画振興部 美馬庁舎 三好庁舎 ><br>県税及び税外収入について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。 |              | 滞納となった県税及び税外収入については，毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき計画的な滞納整理に取り組んでいる。収入未済額の8割近くを占める個人県民税については，平成19年度に所得税から個人住民税への税源移譲が行われ，課税額が約1.8倍に増加したことに伴い，その収入未済額も増加した。<br>個人県民税の収入確保への取組みとしては，県と市町税務職員による「共同徴収・共同催告」や地方税法第48条の規定に基づき個人住民税の徴収権を市町から引き継ぎ，県が直接徴収するなど，市町と連携し滞納整理に努めている。<br>また，平成20年度から市町と連携し「個人住民税の特別徴収制度の普及・拡大」に取り組んでおり，引き続きリフレットを活用して普通徴収の事業所への周知・協力依頼に努め，特別徴収への移行を推進する。<br>その他の税目については，電話催告，臨戸による納税指導はもとより，早期の財産調査による積極的な滞納処分を実施している。また，7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め，集中的な滞納整理に取り組んだ。<br>さらに，滞納整理の進捗状況の確認や滞納整理方針について定期的に協議するとともに，滞納件数が多い自動車税については，担当地区別に徴収状況を把握し，進行管理に努めている。<br>これらの取組みの結果，西部総合県民局管内の県税の平成22年度決算における収入未済額139,665,110円が，平成24年3月末現在で，91,001,284円となり，48,663,826円減少した。<br>また，税外収入は，平成22年度決算における収入未済額11,634,900円が，11,484,500円となり，150,400円減少した。<br>今後も，さらなる適正，公平な税務行政の実現に向けて，納税秩序を確立し，税収の確保を図るために，県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努める。 |  |
|                   | 県税の収入未済額の状況  |              |   |  |
|                   | 平成22年度決算額  | 139,665,110円 |   |  |
|                   | 平成21年度決算額  | 157,986,753円 |   |  |
|                   | 増 減 額  | 18,321,643円  |   |  |
|                   | 税外収入の収入未済額の状況  |              |   |  |
| 平成22年度決算額         | 11,634,900円  |              |   |  |
| 平成21年度決算額         | 12,029,300円  |              |   |  |
| 増 減 額             | 394,400円   |              |   |  |

また、個人県民税については、市町と連携し徴収支援の充実に努める。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >  
返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

|           |             |
|-----------|-------------|
| 平成22年度決算額 | 22,939,300円 |
| 平成21年度決算額 | 23,945,209円 |
| 増減額       | 1,005,909円  |

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

|           |             |
|-----------|-------------|
| 平成22年度決算額 | 11,411,502円 |
| 平成21年度決算額 | 11,675,654円 |
| 増減額       | 264,152円    |

1. 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況  
児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、適切な納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に努めている。

その結果、平成22年度決算額で2,243,560円であった収入未済額のうち、平成24年3月末までに137,600円を収納した。

また、引き続き、年1回の現況届提出時に、パンフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町役場に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼をするなど、新たな返納金発生の防止策を講じた結果、平成22年度から平成24年3月末までに新たな返納金は発生していない。

今後とも、さらに債務者の生活状況を把握し、定期的な電話及び訪問による納付指導を行うことで、返納金の縮減に努めるとともに、町役場との連携をより一層強化することで、新たな返納金発生の防止に努めたい。

2. 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

生活保護返納金については、一括返済が困難な者は生活保護返納金事務処理マニュアルに基づき分割で返納させるなど、可能な限り収入未済とにならないよう努力しているが、債務者の大半が生活困窮者であり、返済困難となり途中で中断し収入未済となる場合がある。

このような債務者に対しては、督促状や催告状を出すとともに、未納者を納付状況別に仕分けし、徴収（訪問）計画をたて地区ごとに徴収班を編成して、年金支給月等に訪問し納付を促し徴収を行うとともに、必要に応じて随時訪問し粘り強く説得を重ねながら徴収に努めている。

なお、市町村合併により県から美馬市・三好市に生活保護業務が移管され、県が徴収すべき債権が残っているケ-スについては、両市福祉事務所との連携を図り徴収に努めた。

このような取組みの結果、少額であるがほとんどの債務者において定期的な返済ができており、平成22年度決算額で20,695,740円であった収入未済額のうち平成24年3月末までに943,856円を収納した。

また、平成22年度に引き続き新たな収入未済の発生防止策として、生活保護全世帯に対し申告義務のしおりを配布し、収入申告の義務等に関する周知徹底を図るとともに、民生委員、関係機関等へも申告義務のしおりを配布の上、情報提供の依頼を行った。

加えて、訪問調査活動を充実し、保護受給者の生活実態の把握に努め新たな返納金の発生防止を図った。

今後は、生活保護返納金事務処理マニュアルに基づく適正な債権管理に努めるとともに、困難な事例等については、部内での対策会議等により対応策を検討し未収金の徴収に努めたい。

3. 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況  
 母子福祉資金貸付金元利収入については、「母子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、全滞納者に対して定期的な電話又は訪問指導を行っている。  
 さらに、長期未納者については連帯保証人に対して償還依頼を実施している。  
 また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催し、償還指導の強化期間を設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。  
 このような取組みの結果、平成22年度決算額で母子福祉資金11,411,502円であった収入未済額のうち、平成24年3月末までに825,321円を収納した。  
 一方、新たな未収金の発生防止策として、貸付調査時の借受人及び連帯保証人に対する面接時に利用目的・所得状況等を充分確認し、制度の趣旨や連帯保証人に係る連帯債務について十分な説明を行うとともに、適正な償還計画及び口座振替による償還を指導している。  
 また、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を発送し償還を促すなど、未収金の発生防止に精力的に取り組んでいる。  
 今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導で、計画的な償還を促し、より一層、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな未収金の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。

< 西部総合県民局農林水産部 美馬庁舎 >  
 返納金（前払金返納金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（前払金返納金）の収入未済額の状況

|           |            |
|-----------|------------|
| 平成22年度決算額 | 3,343,000円 |
| 平成21年度決算額 | 3,343,000円 |
| 増 減 額     | 0円         |

A社の返納金については、地方自治法施行令第171条に基づき継続的に督促の手続きを行っており、平成22年度においては直接訪問による督促を11回、督促状の送付を6回行い、平成23年度においては平成24年3月末現在、直接訪問による督促を11回、督促状の送付を7回行うなど、返納金の回収に努めてきた。  
 しかし、資産状況等について調査を実施したところ、事業活動がなされておらず、所有している不動産もなく、無資力の状態であり、回収は極めて困難な状況となっている。  
 また、地方自治法施行令第171条の6に基づき、経営再建に向け履行延期申請の手続きを促すなど、債権回収のための様々な措置を講じたところではあるが、A社からは何らの回答もない状況である。  
 今後も「徳島県債権管理基本方針」に基づき、本庁関係課とともに対応方法について検討し、直接訪問等により、回収に向けて努力していく。

(2) 契約事務で適切でないもの

< 西部総合県民局県土整備部 美馬庁舎 >  
 災害復旧応急仮工事に関して、実施設計書及び契約書の作成が遅れているものがあったことから、組織的な確認を徹底する必要がある。

係長会議において「徳島県工事契約実務要覧」第4章「災害復旧時における契約の締結について」を参照して災害復旧における応急工事の事務手続きを再確認し、現場工事工程と並行させながら、出来型数量の把握を迅速に行い設計書を作成し、速やかに契約を締結すること

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>を改めて徹底した。</p> <p>また、維持管理担当課長を中心とした進行管理体制を確立し、新たに「応急工事対応記録簿」を作成し、応急工事を施工業者に指示した場合には、この記録簿に必ず記入し、速やかな設計書の作成、契約の締結及び検査、支払いまでの事務手続きが適正に行われるよう、進行管理を徹底することとした。</p> <p>なお、平成23年度において実施した同様な応急工事については、速やかに実施設計書を作成し契約を締結している。</p> <p>今後も、契約事務について同様の事態が発生することのないよう、管理を徹底していく。</p> |
|--|--|---|

| 監査結果の公表年月日               |   | 平成24年3月13日   |          |           |            |     |          |   |
|--------------------------|---|--|----------|-----------|------------|-----|----------|---|
| 監査の結果                    |   | 講じた措置  |          |           |            |     |          |   |
| (1) 現金収入に関する事務処理で適切でないもの | <p>&lt;二十一世紀館&gt;<br/>現金出納事務において不適正な処理が認められたので、今後は会計規則に基づく事務処理の徹底を図る必要がある。</p>  | <p>適正な現金出納事務執行のため、次の措置を講じた。</p> <p>平成24年1月19日、現金収納事務の手順、関係帳簿の作成記録などに関する職場研修を行い、会計規則に基づいた事務処理の徹底を図った。</p> <p>また、担当者限りで事務処理が行われることのないよう、事務室において複数の職員で確認を行うとともに、調定決議書、払込書発行簿の回議、決裁を迅速かつ確実にを行うことを再徹底した。</p> <p>特に、即日払込みができなかった現金については、館長が現金整理簿の記録内容と突合の上、欄外に押印した上で保管し、さらに、金融機関の翌営業日に、館長が払込書発行簿と金融機関の領収書を照合することにより、払込みが確実に行われたことを確認することとした。</p> |          |           |            |     |          |   |
| (2) 歳入で未収となっているもの        | <p>&lt;鴨島商業高等学校&gt;<br/>高等学校使用料の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>高等学校使用料の収入未済額の状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成22年度決算額</td> <td>570,200円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度決算額</td> <td>1,212,800円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>642,600円</td> </tr> </table> | 平成22年度決算額  | 570,200円 | 平成21年度決算額 | 1,212,800円 | 増減額 | 642,600円 | <p>高等学校使用料（授業料）の収入未済については、各県立高等学校において「徳島県立高等学校授業料納入指導要項」及び「徳島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づき、教職員が納入督促を続けている。</p> <p>平成22年4月から公立高等学校の授業料は原則不徴収となったことにより、新たな未収金は発生していない。滞納者は、卒業生や退学者であるが、家庭訪問や電話による督促に努めている。</p> <p>各学校においては、督促を繰り返し行い徴収に努めており、また、債務承認をとるなど時効の中断にも努めているところではあるが、最後まで徴収に取り組んだものの納入には至らず、消滅時効が完成した未収金については、やむを得ず法令の規定に基づき欠損処分を行った。</p> <p>今後、教育委員会は県立学校と個別の事案について相談に乗るなど連携を密にした対応を行い、学校においては、教職員が一体となって</p> |
| 平成22年度決算額                | 570,200円  |  |          |           |            |     |          |   |
| 平成21年度決算額                | 1,212,800円  |  |          |           |            |     |          |   |
| 増減額                      | 642,600円  |  |          |           |            |     |          |   |

家庭訪問や電話などにより、繰り返し納入督促を行うなど、ねばり強く収入未済の解消に努めることにしている。

吉野川高等学校(旧鴨島商業高等学校)

授業料未納者対策検討委員会を随時開催し、滞納者の実情を把握するとともに、対応策を協議した。卒業生、退学者に対しては、定期的に督促状を送付するとともに、連絡先の分かっている者に対しては元担任から電話等で督促を行った。

しかしながら、年数も経過していることから、郵送しても宛先不明で返って来たり、電話も通じなくなっていたり、所在の確認ができない者も増えてきている。また、納入確約書を提出した場合も計画どおり返済できていないのが現状である。

このように徴収に向けて努力を続けたものの、平成23年度は新たな納付もなされず、消滅時効となった未収金105,600円については、やむを得ず欠損処分を行った。

今後も引き続き、授業料徴収事務マニュアルに基づき、徴収促進を図っていく。